

【指定管理者の指定共通根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

1～2 項省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 項省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

【根拠法令等】

四万十町保育所条例（抜粋）

（指定管理者）

第 5 条 町長は、保育所の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に別表に掲げる保育所の管理を行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続により行うものとする。